

第1号議案

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令 及び広島県立学校職員服務規程の一部改正について

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令及び広島県立学校職員服務規程の一部を改正することについて、次のとおり提案します。

平成28年12月21日

広島県教育委員会教育長 下崎邦明

1 提案の趣旨

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正により、介護時間制度が新設されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令案 別紙のとおり

3 広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案 別紙のとおり

4 施行期日

平成29年1月1日

広島県教育委員会訓令第 号

本
地 方 機 関
学校以外の教育機関

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年 月 日

広島県教育委員会

教育長 下嶋邦明

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する
訓令

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令（昭和二十七年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（介護時間）

第七条の一 職員は、条例第十四条の一に規定する介護時間の承認を受けようとするときは、当該承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日までに、要介護者に関する事項、要介護者の状態、具体的な介護の内容及び期間を明らかにして請求しなければならない。

2 前項に規定する介護時間の承認の請求は、休暇簿によつて行わなければならぬ。

第十条第二項中「限る。」の下に「、第七条の一第一項の規定による介護時間の承認の請求」を加える。

附 則

1 この教育委員会訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

2 改正後の事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令（以下「新訓令」という。）第十条第一項に規定するシステム利用者に係る介護時間の承認の請求については、同項に規定するシステムにより当該請求を行つてしができるようになるまでの間、同条第二項の規定にかかわらず、新訓令第七条の一第一項の休暇簿により行つるものとする。

広島県教育委員会訓令第一号

県立学校

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年 月 日

広島県教育委員会

教育長 下崎邦明

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

広島県立学校職員服務規程（昭和二十九年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「介護休暇」の下に「介護時間」を加え、同条第六項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 職員は、条例第十四条の一に規定する介護時間の承認を受けようとするときは、当該承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日までに、要介護者に関する事項、要介護者の状態、具体的な介護の内容及び期間を明らかにして校長に請求しなければならない。

8 前項に規定する介護時間の承認の請求は、休暇簿によつて行わなければならぬ。

附 則

この教育委員会訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令（昭和二十七年広島県教育委員会訓令第一号）新旧対照表

第七条 (略)	改正後	第七条 (略)	改正前
<p>(介護休暇)</p> <p>2 前項に規定する介護休暇の承認の請求は、休暇簿によつて行わなければならない。</p> <p>(介護時間)</p> <p>第七条の二 職員は、条例第十四条の二に規定する介護時間の承認を受けようとするとときは、当該承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日までに、要介護者に関する事項、要介護者の状態、具体的な介護の内容及び期間を明らかにして請求しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する介護時間の承認の請求は、休暇簿によつて行わなければならない。</p> <p>(システム利用者の特例)</p>		<p>(介護休暇)</p> <p>2 前項の介護休暇の承認の請求は、休暇簿によつて行わなければならない。</p> <p>(介護時間)</p> <p>第七条の二 職員は、条例第十四条の二に規定する介護時間の承認を受けようとするとときは、当該承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日までに、要介護者に関する事項、要介護者の状態、具体的な介護の内容及び期間を明らかにして請求しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する介護時間の承認の請求は、休暇簿によつて行わなければならない。</p> <p>(システム利用者の特例)</p>	
<p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 システム利用者に係る第二条第五項の規定による週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更 同条第六項の規定による休日の代休日の指定 第六条第四項の規定による年次有給休暇の届出及び特別休暇の承認の請求、第七条第二項の規定による介護休暇の承認の請求（第一号介護休暇に係るものに限る。）、第七条の二第二項の規定による介護時間の承認の請求、第八条第一項の規定による子育て支援部分休暇の承認の請求又は前条第一項の規定による職務に専念する義務の免除の承認の申請については、これらの規定にかかわらず、システムにより行うものとする。</p>		<p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 システム利用者に係る第二条第五項の規定による週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更、同条第六項の規定による休日の代休日の指定、第六条第四項の規定による年次有給休暇の届出及び特別休暇の承認の請求、第七条第二項の規定による介護休暇の承認の請求（第一号介護休暇に係るものに限る。）、第八条第一項の規定による子育て支援部分休暇の承認の請求又は前条第一項の規定による職務に専念する義務の免除の承認の申請については、これらの規定にかかわらず、システムにより行うものとする。</p>	

広島県立学校職員服務規程（昭和二十九年広島県教育委員会訓令第一号）新旧対照表

		改正後	
		(年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び子育て支援部分休暇)	
		第六条	(略)
10	9	2～5	(略)
		6	前項に規定する介護休暇の承認の請求は、休暇簿（校長にあつては介護休暇承認申請書）によつて行わなければならぬ。
		7	職員は、条例第十四条の二に規定する介護時間の承認を受けようとするときは、当該承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日までに、要介護者に関する事項、要介護者の状態、具体的な介護の内容及び期間を明らかにして校長に請求しなければならない。
	8	81	前項に規定する介護時間の承認の請求は、休暇簿によつて行わなければならぬ。
	9	71	
	10	略	(略)